

三重大学教育研究紀要

(旧 大学教育研究 -三重大学授業研究交流誌- ならびに旧 三重大学高等教育研究)

執筆要項

2026.8.25

編集委員会

教育推進・学生支援機構（以下「機構」という。）は、「三重大学教育研究紀要」投稿原稿執筆のために以下の要項を定める。

1. 「三重大学教育研究紀要」に執筆できる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 三重大学教職員
 - (2) 編集委員会が認めた者
2. 投稿原稿の種別は、次のとおりとする。なお、投稿原稿は、他の学術誌等に未発表のものに限る。また、二重投稿、捏造、改ざん、盗用などの研究不正、および著作権侵害がないことを執筆者が保証するものとする。
 - (1) 論文
高等教育に関する理論的、実践的、または実証的な研究結果をもとに信頼性が認められ、独創性のある原著論文とする。
 - (2) 研究資料
高等教育に関する調査や実践等の結果をまとめた研究報告であり、高等教育の研究や実践に資すると認められるものとする。
 - (3) その他
3. 本誌への原稿の掲載にあたっては、査読は行わず、編集委員会が「執筆要項」に基づいた確認、校正等を行う。内容が本誌の趣旨に著しく反する場合、または研究倫理上の問題があると判断した場合は、掲載を却下、もしくは修正を求めることができる。
4. 執筆要項は次のとおりとする。
 - (1) (原稿サイズ、作成ソフトおよび提出方法)
原稿は A4 サイズとし、Microsoft Word などの文書作成ソフトで作成し、編集委員会に電子ファイルを提出する。
 - (2) (原稿の長さおよび原稿フォーマット)
原稿は、表題、要旨、キーワード、本文、注、参考文献、図表、写真、英文 SUMMARY その他すべてを含め、A4 判の刷り上がりで、論文は 6 ページ以上 12 ページ以内、研究資料は 12 ページ以内とする。
和文原稿は、本文を 1 段当たり 24 字×46 行の横 2 段組とする。英文原稿は、1 ページ当たり 46 行を基本とし、1 段組としてもよい。

(3) (字体およびフォントサイズ)

原稿本文の字体は、和文原稿の場合 MS 明朝、英文原稿の場合 Century もしくは Times New Roman とする。フォントサイズは、10～10.5 ポイントとする。

論文タイトルの字体は、和文原稿の場合 MS ゴシック、英文原稿の場合 Century もしくは Times New Roman とする。フォントサイズは、主タイトル 16 ポイント、副タイトル 12 ポイントとする。

各章の見出しの字体は、和文原稿の場合 MS ゴシック、英文原稿の場合 Century もしくは Times New Roman とする。フォントサイズは、10.5 ポイントとする。

和文原稿の場合、英数字については、半角 Century を使用し、句読点については、全角「,」(カンマ)と全角「.」(ピリオド)を使用する。

その他詳細については、テンプレートを参照する。

(4) (タイトルおよび英文タイトル)

論文・研究資料とも、タイトルは和文および英文を使用する。英文タイトル作成時の注意点は、投稿用紙を参照する。

和文原稿の場合、英文タイトルの掲載箇所につき、テンプレートを参照する。

英文原稿の場合、和文タイトルの掲載箇所につき、和文原稿の英文タイトル掲載箇所に準じる。

(5) (和文要旨および英文 SUMMARY)

和文原稿の場合、テンプレートに従い、和文要旨および英訳 SUMMARY を掲載する。

英文原稿の場合、英文要旨および和訳要旨を掲載する。英文要旨の掲載箇所は和文原稿の和文要旨箇所に準じ、和訳要旨の掲載箇所は和文原稿の英訳 SUMMARY 掲載箇所に準じる。

(6) (キーワード)

論文・研究資料とも、5～6 語の和文および英文のキーワードを付ける。

英文キーワードは、基本的に小文字とする。ただし、固有名詞等必然性のある場合は大文字も可とする。

和文原稿の場合、それぞれの掲載箇所についてはテンプレートを参照する。

英文原稿の場合、英文キーワード掲載箇所は和文原稿の和文キーワード掲載箇所に準じ、和文キーワード掲載箇所は和文原稿の英文キーワード掲載箇所に準じる。

(7) (掲載資料に関する許諾の取得)

原稿に掲載する画像・図表・調査結果等については、関係する団体および個人から必要な許諾を適切に取得しなくてはならない。

(8) (その他)

その他の詳細についてはテンプレートを参照するほか、必要な場合は別に定める。

5. 執筆者が別刷を希望する場合は、個人負担とする。

6. 教育研究紀要に掲載された論文等は、電子化し三重大学学術機関リポジトリ研究教育成果コレクション MIUSE（ミューズ）に公開する。
7. その他必要な事項は、編集委員会がこれを定める。

三重大学教育研究紀要

(旧 大学教育研究－三重大学授業研究交流誌－、ならびに旧 三重大学高等教育研究)

編集規程

2026.8.25

編集委員会

教育推進・学生支援機構（以下「機構」という。）は、「三重大学教育研究紀要」を編集・刊行するために以下の規定を定める。

1. 三重大学教育研究紀要（以下「教育研究紀要」という。）は、高等教育に関する原著論文及び実践記録等の資料の発表に当てる。ただし未発表のものに限る。
2. 教育研究紀要は、原則として毎年1回発行する。
3. 教育研究紀要に掲載された著作物の著作権については著作者が有するが、著作物の発行に関する権利は機構がこれを有する。
4. 教育研究紀要は、刊行後直ちに三重大学学術機関リポジトリ研究教育成果コレクション MIUSE（ミューズ）に公開することとし、関係諸機関からの電子媒体での収集に応じることとする。
5. 編集委員長は、機構長又は機構長の指名する機構員をもって充てる。
6. 編集委員会は、編集委員長が委嘱した機構員及び学内外の者をもって組織する。
7. 編集委員会事務局を機構内に置く。
8. 教育研究紀要に執筆できる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 三重大学教職員
 - (2) 編集委員会が認めた者
9. 教育研究紀要の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 論文
高等教育に関する理論的、実践的、または実証的な研究結果をもとに信頼性が認められ、独創性のある原著論文とする。
 - (2) 研究資料
高等教育に関する調査や実践等の結果をまとめた研究報告であり、高等教育の研究や実践に資すると認められるものとする。
 - (3) その他

10. 投稿された原稿の査読は行わず、編集委員会が「執筆要項」に基づいた確認、校正等を行う。
内容が本誌の趣旨に著しく反する場合、または研究倫理上の問題があると判断した場合は、掲載を却下、もしくは修正を求めることができる。加除訂正の要求、記載順序の指定、構成などは編集委員会が行い、著者に連絡する。
11. 執筆要項は別に定める。
12. その他必要な事項は、編集委員会がこれを定める。